

## 環境情報の利用促進に関する検討委員会（第1回）

日時：平成23年9月27日（火）15：00～16：57

場所：虎ノ門SQUARE 4階会議室

1. 開会挨拶
2. 本検討委員会の趣旨
3. 環境経営の普及拡大と環境情報の利用
4. 環境金融の役割と環境情報利用
5. 閉会

（配布資料）

- ・ 資料1：環境情報の利用促進に関する検討委員会 委員名簿
- ・ 資料2：設置要領
- ・ 資料3：検討委員会及びワーキンググループの目的と概要
- ・ 資料4－1：企業間取引における取組紹介（田島委員説明資料）
- ・ 資料4－2：企業間取引における取組紹介（内田様説明資料）
- ・ 資料5－1：金融機関における取組紹介（竹ヶ原委員説明資料）
- ・ 資料5－2：金融機関における取組紹介（菊池委員説明資料）
- ・ 資料6：意識調査内容
- ・ 資料7：報告書骨子（案）
- ・ 参考資料1：企業の環境情報開示のあり方について 中間報告（関連部分抜粋）
- ・ 参考資料2：新成長戦略（関連部分抜粋）
- ・ 参考資料3：日本再生のための戦略に向けて（関連部分抜粋）
- ・ 参考資料4：第四次環境基本計画策定に向けた考え方（関連部分抜粋）

○笹生事務局 本日は、お忙しいところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。定刻になりましたので、これより平成 23 年度第 1 回環境情報の利用促進に関する検討委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、環境省総合環境政策局環境経済課の正田課長よりごあいさつを申し上げます。

○正田課長 ご紹介いただきました、環境経済課の正田でございます。本日は委員の皆様、大変お忙しい中ですが、当検討委員会にご出席を賜りましてありがとうございます。また、平素より環境行政にご指導を賜っておりますことに、この場をおかりして、また御礼申し上げる次第でございます。

この検討委員会の趣旨につきましては、またこの後、議事次第にもございますようにご説明申し上げるところでございますが、持続可能な社会の構築をしていくために、環境行政を進めていく中で、企業の環境経営が非常に大事な役割を果たしていると考えているところでございます。その中で、そういった環境に配慮した経営というのがまたきちんと評価されると、そのためには、情報開示が適切に行われますと、さらに、そういった開示された情報が適切に利用、評価されていくと、こういう社会を築いていくことが重要だと考えているところでございます。

環境省におきましても、昨年度は企業の環境情報のあり方についてという検討会で、いろいろな課題の整理をしましてまいりました。その中で、この開示された情報の利用促進を図っていくと、これが重要な課題の一つだということでございまして、本件委員会の設置をお願いし、また委員の皆さん方にご就任をいただいたところでございます。企業の環境経営が市場において普及促進されるような仕組み、これを進めていくための諸方策につきまして忌憚のないご意見を賜り、私どもの施策に生かしていきたいと思っておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

○笹生事務局 ありがとうございます。

では、まず本検討会にご参画いただいた委員の皆様をご紹介いたします。委員名簿を資料 1 としてお手元に配付しておりますので、適宜ご参照ください。

では、委員の皆様、自己紹介と一言、お願いできますでしょうか。

○坂上委員 法政大学の坂上と申します。会計学を専攻しております。よろしく申し上げます。

○実平委員 東芝の実平と申します。今年は当たり年で、五十肩に百日咳ということでありまして、ちょっとのどの調子が悪いので、あまり今日はしゃべらないようにします。よろしくお願ひいたします。

○庄子委員 横浜市の温暖化対策統括本部という部署から参りました庄子と申します。横浜市では温暖化対策にととも力を入れてございまして、全市役所を束ねる立場として、統括本部という組織がございまして。自治体の立場からお役に立てることがあるかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹ヶ原委員 政策投資銀行から参りました、竹ヶ原と申します。環境CSR部というところで、専ら間接金融から環境情報を利用させていただいております。ユーザー側からのアプローチということになろうかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○田島委員 日立製作所の田島と申します。社内の地球環境戦略室というところに所属しておりまして、サステナビリティ・レポートの取りまとめ等を行っております。よろしくお願ひいたします。

○泊委員 イオン株式会社でグループ環境・社会貢献部に所属しております泊と申します。つい最近、弊社でも環境情報プラス社会貢献といひますか、CSRに関する指標を策定いたしまして、公開をいたしておりますので、今回のテーマは非常にそういう意味では関心を持って参加させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○稲永委員 トーマツ審査評価機構の稲永です。私どもの会社は、ISOの審査、あるいはGHGの検証、それからCSRの第三者検証、また環境格付等、いわゆる非財務情報の保証業務というものを、なりわいにしている会社です。よろしくお願ひいたします。

○小野委員 帝人の環境・安全室の小野と申します。よろしくお願ひいたします。この検討会の前、企業の環境情報開示のあり方についてという検討会からお世話になっております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○菊池委員 大和証券投資信託委託でファンドマネジャーをやっております、菊池と申します。よろしくお願ひいたします。ふだん、SRIファンドのファンドマネジャーとして環境情報に接している者でございまして。よろしくお願ひいたします。

○笹生事務局 次に、お手元に配付いたしました資料2、検討委員会設置要領をごらんください。中段の3、組織等の。

○後藤委員 まだ私、自己紹介してない。

すみません、委員の1人の後藤でございまして。環境監査研究会というところで環境マネ

ジメントとかCSRマネジメント、環境報告書、CSR報告書、それから別のところでSRIなどをやっております。どうぞよろしく申し上げます。

○笹生事務局 大変失礼いたしました。

次に、お手元に配付しました資料2の開催要領をごらんください。中段の3、組織等の(2)の規定により、本検討会の委員長を委員の皆様の互選で選出するとなつてございますので、僭越ながら事務局といたしましては、平成23年環境情報開示のあり方に関する検討委員会において、改善促進ワーキンググループの委員長を務められた後藤委員にお願いしてはいかがかと思ひます。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○後藤委員 それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○笹生事務局 では、今後の議事進行につきましては後藤委員長にお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○後藤委員長 それでは、一言だけごあいさつさせていただきます。

ただいま紹介いただきましたように、これに先立つ改善促進ワーキンググループで分科会の座長を務めさせていただきました。委員の中には、ワーキンググループでなくて前回の委員会でご一緒させていただいた方も多いのでご承知かと思ひますが、今日の資料にありますけれども、中間報告が出ています。本当は3月終わりに出るはずだったんですが、大震災の関係で6月に延びましたけれども、そこにある課題を具体化するというのが、この委員会の使命かなと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に本日の議事及び本検討委員会の趣旨について、事務方からご説明をお願ひいたします。

その前に、水口委員が来られたので一言。

○水口委員 申し訳ありません、場所がわからず、うろうろしてしまいました。水口です、よろしくお願ひいたします。

○笹生事務局 それでは、お手元に配付いたしました議事次第をごらんください。

本日の会議は17時までを予定しておりまして、次第にありますとおり、会議の前半で民間企業における現行の取組内容を、まずは企業取引、BtoBの観点からご紹介いただきます。その後、質疑応答を挟みまして、環境経営の普及と環境情報の利用についてご議論をいただきます。

また、会議の後半では、金融機関における取組内容をご紹介いただき、続いて、環境金

融の役割と環境情報利用についてご議論をいただく予定です。

配付資料につきましては、資料1、環境情報の利用促進に関する検討委員会委員名簿、資料2、設置要領、資料3、検討委員会及びワーキンググループの目的と概要、資料6、意識調査内容、資料7、報告書骨子（案）。

参考資料1、企業の環境情報開示のあり方についての中間報告抜粋資料、参考資料2、新成長戦略（関連部分抜粋）、参考資料3、日本再生のための戦略に向けて（関連部分抜粋）、参考資料4、第四次環境基本計画策定に向けた考え方の抜粋となっております。

このほか、メインテーブルのみ資料4から5のパワーポイント資料をお配りしております。資料の不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

○猿田課長補佐 それでは、続きまして、設置趣旨につきまして簡単にご説明させていただきたいと存じます。環境経済課の課長補佐をしております猿田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、参考資料1をちょっとごらんいただけますでしょうか。企業の環境情報開示のあり方についての中間報告につきまして、簡単ではございますが、ご説明を少しさせていただきます。

中間報告の抜粋でございまして、12 ページというふうに、上のところに書いてあるんですけども、ところどころちょっと抜き出してお示ししております。

まず、報告書の基本的な考え方の背景といたしまして、一つは、下の図にありますような企業の環境経営の促進の仕組みというものを概念としてイメージいたしました。環境経営を促進するために、まずはその企業の皆様に環境経営を実践していただいて、その実践した内容をしっかりと情報開示していただくと。それで、適切に情報開示された内容に基づいて、第三者が環境経営というものを評価すると。評価した結果を参考に、消費であるとか金融といった経済行為の中に、環境という側面を織り込んでいただいて、よりすぐれた環境経営をしている企業、もしくは努力している企業にお金が回っていくような、そういう実際に環境経営をしっかりとやられている企業に、何かしらそのインセンティブなりベネフィットが働くような市場の仕組みというものができ上がるのが一番望ましいのではないかとこのように、前回の議論ではご議論がありました。

それから、2 ページ目に行っていただきまして、前回の中間報告で、方向性といたしましては、まずは将来 10 年間におけるその社会的な側面や環境的側面という、大きな企業の企業活動を取り巻く経営環境の中で、いろいろな課題というんですか、そういうものに

ついてご議論いただいて、それとは別に、かつては行政であるとかそういったものが、どういうふうにその企業にアプローチをしていくんだといった点についてご議論いただきました。

大きくは、その企業の活動を制約するような環境課題しかり、資源の制約とかそういうものが生じてくるだろうということでございます。もしくは、各国の行政においても規制が厳しくなるとか、ステークホルダーにおいては監視が厳しくなるといったような、非常に厳しい面もあるんですけれども、逆の意味にとらえますと、そういう大きな流れにしっかりと乗った企業の皆様に関しましては、チャンスというものも得ることができるのではないかと。

例えば自然エネルギーのイノベーションとか、そういうものもございます。政府による後押しというものもございます。もしくは、ステークホルダーの意識が高まるといったこともございまして、例えば環境配慮製品をより購入するといったようなことにも広がっていくのではないかとということです。そういうような大きな社会の流れにうまく乗った企業が、まさにその持続可能性といったものを活動として引っ張るようになるのではないかとというようなことでご議論をいただきました。

環境経営といいましても、基本的な経営の中の環境面、環境配慮活動ということではございますが、そういった大きな流れの中で、次のページになりますが、五つの課題があるのではないかとというふうにご議論いただきました。一つは、経営者の強力なリーダーシップ、二つ目が環境と経営の戦略的統合、そして、三つ目が資源生産性の抜本的向上、四つ目がライフサイクル志向におけるバリューチェーンマネジメント、そして五つ目がトレードオフ回避のための全体最適化といった感じで、この五つが大きな課題になるだろうと。

次のページ、5ページに参りまして、目指すべき環境経営像というものを、これはあえてでございますが、今のような五つの課題といったものを文書にうまく整理しておいた場合にどういうふうになるだろうかとということで、つくことにしました。経営者の強力な強いリーダーシップのもとで、設定した中長期の将来ビジョンや目標を全社で共有し、バリューチェーン全体でのリスク管理と事業活動に伴う資源消費や環境負荷を極力最小化するため、重要な環境課題を事業活動の戦略的中核に組み込んだ環境経営を実践する。加えて、新たな成長機会を創出し、より強固で持続可能なリスク回避と成長をもたらす事業基盤を構築するといったような感じにまとめております。

あくまでもこれは一つの目指すべき施策ということでございますが、このようなことを

参考に、いろんな企業の皆様に将来の方向性というものを見出していただければという形で書いております。

それから、下の図になりますが、図3のところに、これもあえてではございますが、その発展モデルといったような形でレベル分けをするとこのような形になるのではないかと、ということで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということでご検討いただきました。1番目のレベルといたしましては、外部の要請により環境取組を実現する。そして次に、容易に効果が見込まれる部分について環境取組を実施すると。最終的には、中長期的戦略により環境と経営を統合するといった、より望まれる水準の方向と。より発展すればするほど、環境取組の度合いというものの深みというものも増して行って、幅というものも、バリューチェーン全体に広がるとか、そういう視点についても広がっていくというようなことをイメージするための図でございます。

それから、次のページへ参りまして、そのような将来の夢を見据えまして、企業の皆様の環境経営の方向性というものに加えまして、金融という視点を少し考慮いたしております。経済の血流としての金融で、その金融の中に環境配慮といったものが加わった場合に極めて、環境分野への資源配分の充実、非常に効率的に行われるといったことも考えられますので、そのような市場メカニズムにのっとり金融の役割、その中で環境といったものを、もしくは社会といったものを含めまして配慮していくといったようなことが、効果といたしましては、非常に環境経営の促進につながるのではないかと、ということで、ご議論をいただいております。

それから、資料の7ページ目に書いておりますのは、環境金融の方向性といったことではございますが、企業にとって環境が成長と事業継続性に影響する重要な要素であるのであれば、当該企業への投融資である金融にとっても環境は重要な判断要素になり得ると。前述した社会変化の企業への財務的な影響が大きいほど、金融に与える影響も大きいというところで、リスクやリターン、チャンスといった観点から、金融の皆様は、金融の視点から、そういうリスクやリターンがどこにあるのかということを目ざとく見つけていくと。そういう市場の効率性といったものを利用して、うまく持続的な企業を生み出していただく、キャッシュフロー毀損のリスクがより少ない企業に投融資を振り向けていただくといったような方向性があるのではないかと、ということでございます。

それから次のページ、8ページ目に行きまして、そういう金融の視点から見た情報開示といったものには、どういう視点があるのだろうかといったことについてご議論をいただ

いております。これはまだまだ発展段階ということなのかもしれませんが、先ほど申し上げましたような持続可能性であるとか、継続性とか、そこら辺のチャンスやリスクといったものを見ていく視点というものが、情報開示を企業の皆様がやっていく中でも非常に参考になるのではないかとということでございました。

そういうような議論の中で、環境情報の開示のあり方というものを考えていったというのが、この中間報告の内容でございます。実際にその環境情報をどうやって出していくかという点に関しましては、本検討委員会とは別に、環境報告ガイドラインの改訂検討委員会というところで、実際の中身については検討しているという状況でございます。

それから、10 ページ目なんですけれども、今の動きや、特に本検討委員会に関係するといったところで、ご議論いただきました内容が、促進策に関する点でございます。先ほどの一つの仕組みというものをうまくつくるということが、一つの目的ではあるんですけれども、なかなかその高い環境意識の浸透といったものや、環境配慮型製品の抜本的な普及には時間も要するといったこともございますので、国としては持続可能な社会構築のための道筋を示した上で、各経済主体の経済的行動を後押しするための諸施策を実施していくことが非常に重要であるということ。それを受けて、その利用促進のためには、「環境情報の利用を促進するための基盤作りに関する施策」と、もう一つは「環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策」といった、そのような大きな二つの項目において、施策というものがあるのではないかと検討しております。

また、この一番後ろに参考資料として書いてあるんですけれども、環境報告書の作成や環境マネジメントシステムの認証取得の現状から、総じて概ね売上高 1000 億円を境に取組が遅れていることが見てとれると。1 枚、2 枚、3 枚くらい後ろに、カラーでグラフが入っておりますが、売上高別に見ますと、売上げが小さくなればなるほど、そこら辺の取組というのが、どうしても遅れてきてしまうということがわかりました。それで、課題といたしましては、より事業規模が小さくても、そういった企業の皆様にも環境経営などをどんどんやっていただくと、そのような底上げを図ることが非常に重要だというふうに検討いたしました。

10 ページにお戻りください。先ほどの中間報告の促進策のうち、大きな項目の「環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策」といたしましては、一つは、その K P I などの重要な環境課題の共有化、情報をどうやって共有していくかといった点と、もう一つは、11 ページにございますように、I C T を利用した情報インフラの基盤整備

といったことも重要であろうというふうなご議論をいただきました。ただし、11 ページの一番下に書いてあるんですけども、施策の実施に当たっては、既存のデータベースとの関連性、情報のニーズと情報利用者を明確にした上で、利用可能性を十分検討していく必要があるといった点がございますので、これにつきましても、検討委員会におきましてご検討いただければというふうに考えております。

それから、12 ページに参りまして、企業に経済的便益をもたらす施策といった点に関しましては、12 ページの（3）に書いてあるような事項を一応挙げております。公共調達や、今回ご議論いただくバリューチェーンにおけるグリーン調達の促進といった点、それから環境経営、環境金融の促進策といった点があるのではないかとというふうに考えております。

具体的には、②のバリューチェーンにおけるグリーン調達の促進策では、グリーン調達マニュアルのひな型作成及び普及といった点や、環境経営の取組状況が見えるチェックリスト等の活用といったことが挙げられるのではないかと。あと、環境金融に関しましては、環境金融に取り組むための行動原則の策定支援等、これは別の検討委員会で検討いただいているものですね。それから、本検討委員会でも検討いただく、環境経営の度合いを評価できる人材育成。度合いの評価はできなくとも、企業の環境経営にアドバイスできるような人材といったような点が考えられるのではないかと。

（4）の売上高 1000 億円未満に関しても、基本的には同じ内容の促進策といったものが考えられるのではないかとということで考えました。特に、発展モデルにつきましては、（Ⅰ）とか（Ⅱ）のレベルですね、法令順守や短期的な便益につながるといった点を中心にやられている企業の皆様が多いと思われませんが、できる範囲から一つずつランクをとるか、質をどんどん上げていただければというふうに考えております。

続きまして、14 ページ目に行っていただきまして、具体的な施策に関しては、大きく以下の三つの点を考えております。一つは、やはり人材育成という点が非常に重要なのではないかと。例えば、産官学連携による経営視点で環境経営等のアドバイスを行うことができる人材の育成・派遣といったもの。特に、より規模が小さくなると、経営者の方がどのように思うかということが非常に重要になるだろうということで、企業を取り巻くいろいろな方々に環境経営という視点を意識していただくと。いろいろなコミュニケーションの中で、そういう話をしていただくといったことが、非常に有効なのではないかとといった点がございました。

それから、そのようなことで、どんどん広げていく上においては、やはり人材育成といったものが課題になるのだろうということで、そういう人材育成、先進的取組の紹介という点も有効ではないかということでございます。

それから、次の②の基盤づくりに関しましては、例えばわかりやすい環境報告の作成手引きの作成といった点や、環境課題、環境問題をビジネスチャンスやリスクに結びつける考え方や事例の紹介、それからエコアクション 21 など、EMS体制の構築促進といった点でございました。

それと、経済的便益に関しましては、これは先ほど申し上げましたようなグリーン調達マニュアルであるとか、企業におけるそういう取組といった点があるのではないかと。人材育成につきましても、あるのではないかないかというようなことでございます。

最後、15 ページになりますが、「おわりに」に書いてありますけれども、特に2段落目の下のほうですね、「それゆえ」といったところでは、我が国の経済成長を力強いものとするためにも、社会全体として効率的かつ効果的に環境情報を管理する仕組みをつくり、うまく環境と経済成長のバランスをとっていく必要があるといった点もございます。いろんな規制等の動向もありますので、バリューチェーンによって広げていくというのは非常に効率的な面もあるとは思いますが、コストがかかるという面もございますので、そこをどういうふうに仕組みをつくって、効率的に進めていけばよいのかといった点についても、ぜひご議論をいただければというふうに考えております。

長くなりました。参考資料1は以上でございます。

続いて、資料3をちょっとごらんいただけますでしょうか。今のような中間報告を受けて、本検討委員会を基本的に開催させていただくと。冒頭に正田課長のほうからご説明させていただきましたとおり、目的といたしましては、企業の環境経営の普及拡大と環境情報の利用促進、その2点でございます。

検討事項におきましては、企業の環境経営が市場において普及・促進するための仕組みといった点と、企業による重要な環境課題への対応のための官民連携策等ということで、いろいろ協調しながらやっていけることがもしあるようでしたら、そこら辺のことについてぜひご議論いただきたいと。

今後の進行なんですけれども、一応第1回目、今回におきましては、環境経営の普及拡大と環境情報の利用ということで、特に、今後の日本経済の成長における環境経営の位置づけ、より広い視点で一度、その環境経営というものをどういうふうと考えていけばよい

のかといった点についてご検討いただければと。それから、国際動向を見据えた環境経営の方向性と環境情報利用といった点もご議論いただきたいと思いますと思っております。

底上げを図る上での情報というものをどのように取り扱っていけばいいのか、取り組んでいけばいいのか、必要性やその課題といった点についてご議論をいただければと思っております。それから、環境金融の役割とどう環境情報を利用するかといったような点についても、全体の仕組みといった点ではご議論いただきたいと思いますと思っております。

それから、次回以降、これはまた進捗によりますけれども、大きくは、2回目につきましては重要な環境課題に対応するための官民連携策といった点や、後で事務局から説明がありますが、意識調査をやりまして、その結果の報告。それから、各ワーキンググループからの経過報告といった点を考えております。第3回目は、そのような報告を受けまして、報告書をつくるということを考えております。

それからワーキングでございしますが、二つ設置しようと考えております。一つは、サステナブル・バリューチェーンマネジメントワーキングということで、特にバリューチェーンマネジメントを通じて、持続的な環境経営の普及促進を図るために必要な官民連携策等について検討するということ。人材育成やグリーン調達マニュアル、環境経営チェックリスト等について。

そして、もう一つは、ICTによる環境情報の利用促進ワーキングということで、ICTを利用した普及促進策についてということで考えております。二つ目のICTに関しては、アイデアを公募して、それについて、そういうものをもとに検討していきたいということで考えております。

裏面を見ていただきまして、委員の構成メンバーは以下のようになっております。一つ目のサステナブルVCMグループは、後藤先生に座長になっていただきまして、進めていくと。二つ目のICTによる環境情報利用促進ワーキンググループは、坂上委員に座長をやっていただきまして、進めていただくということを考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

この中間報告の中にある具体策の、さらにアクションプランとかツールをつくるということですが、この委員会は全体で3回しか予定されておりません。ワーキンググループで力わざをある程度やっていただいて、それを報告してもらおう形の中で、この中間報告にあるものを具現化していくというのがミッションと理解しております。ですから、この抜

粋は極めて重要ですし、抜粋だけじゃなくて、全文は環境省のウェブから取れますので、最後まで一つ、この中間報告をベースに、この委員会のミッションを果たしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

若干ご質問はあるかとは思いますが、ちょっと時間も押しておりますので、後ほどの議論の中で、どうしても疑問の点がありましたらご質問いただくという形で、早速ですが議事3のほうに入りまして、企業からのプレゼンテーションということで、最初に田島委員から、日立的取組と申しますか、考え等をちょっとお話しいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○田島委員 座ったままで失礼させていただきます。日立の田島でございます。

今日お時間をいただきましたので、私ども、日立グループの環境への取組ということで環境経営の概要と、本検討会のテーマでもございますバリューチェーン、サプライチェーンマネジメントということで、弊社の中でやっております活動を簡単にご紹介させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、次をお願いします。弊社の事業概要でございますけれども、ごらんとおり日立製作所及び連結子会社を、合計すると914社ございまして、情報・通信から電力、それから材料に至るまで、日立製作所は電機業界に所属してございますが、連結グループという意味では、業界も多岐にわたることになってございます。ただ、環境経営につきましては、日立グループ連結で進めている状況でございます。

次をお願いします。次のページ、1-2でございますが、日立グループの環境経営・環境ビジョンですけれども、2012年の中期経営計画におきまして、経営のフォーカスの3分野といたしまして、グローバル、融合、それから環境ということで掲げてございます。その環境をどのように進めていくかということで、環境経営の目指すべき姿として、グリーンの中の三つの丸がございまして、環境ビジョンというものを掲げております。小さくて見えませんが、こちらの中には、一つは地球温暖化の防止、もう一つが資源の循環的な利用、三つ目が生態系の保全というふうに書かれてございまして、持続可能な社会を目指して、特にこの3分野に注力して活動を進めていくということを掲げてございます。

さらに、この地球温暖化の防止につきましては喫緊の課題でもございますので、長期計画「環境ビジョン2025」というのを掲げてございまして、具体的な目標として、2025年度までに弊社グループの製品を通じまして、年間1億トンのCO<sub>2</sub>排出抑制に貢献するという目標を掲げております。その他の環境負荷削減等の具体的な目標につきましては、環境

行動計画、独自のものを5年単位で策定しておりまして、毎年目標を掲げて推進しているということで、本年度は2011年から15年の第3期環境行動計画を遂行しているという状況でございます。

次をお願いします。1-3の、先ほど申し上げました「環境ビジョン2025」の策定背景ということで、バックグラウンドのデータとして見ておりますのが、IEAが出しておりますCO<sub>2</sub>の排出抑制シナリオということで、最も安定的な450ppm安定化シナリオのためには138億トンのCO<sub>2</sub>排出抑制が必要であるということで、その削減が期待される分野というのも示されてございます。これに、弊社が進めております社会イノベーション事業と呼んでおります、産業や電力等の事業分野がマッチしておりますので、十分こちらの削減に貢献できると考えまして、削減目標を掲げております。

1-4をごらんいただきますと、具体的には、2025年度で1億トンということで、発電分野で70%、産業で20%、交通・生活分野で10%といたしまして、製品戦略と重ね合わせながら、積み上げ値で目標を策定しているということでございます。

1-5の現在の進捗でございますが、2010年度はガスタービンやサーバ等の稼働に伴いまして、1,551万トンのCO<sub>2</sub>排出抑制に貢献しているという実績をあげております。

こちらを推進していくために、1-6でございますけれども、環境適合製品の開発と拡大というものに取り組んでございます。環境適合製品とは、弊社が策定しております環境適合設計アセスメントを設計・開発の段階で適用いたしまして、その環境配慮基準を満たしたものを環境適合製品と認定しております。グラフのほうを見ていただきますと、売上高比率で今年度60%ということで、2015年度まで65%に引き上げていく計画でございます。長期計画「環境ビジョン2025」の2025年度までには、こちらの環境適合製品も、すべての製品が適合製品と認定されるように進めていくという目標を掲げてございます。

次、1-7でございますけれども、今度は足元の私どものモノづくりに関わる環境負荷削減といたしましては、CO<sub>2</sub>、廃棄物等個々の環境負荷につきまして削減目標値を持っていることはさることながら、それ以外にも、スーパーエコファクトリー&オフィスの認定ということで、業界トップクラスの環境負荷削減の基準を決めまして、そちらを満たす環境負荷削減を達成しているところを認定いたしまして、社内でインセンティブを与えて、トップランナーのように環境負荷を削減していく工場、またはオフィスの創出を進めているということでございます。対象がおおよそ300事業所ほどございまして、2010年度で35、約10%がトップランナーということで、日立グループの環境負荷の低減を牽引している

という状況です。

ここまでが、弊社の環境経営の簡単な概略でございます。

続きまして、サプライチェーンマネジメントということで、代表的に挙げられますのがグリーン調達活動でございます。今、紛争鉱物ですとかCSR調達というように幅が広がってきておりますけれども、かねてからグリーン調達ガイドラインというものを制定いたしまして、調達先様に、自身の環境保全の取組と、それから納めていただく製品の環境負荷低減についての情報をお願いしているということでございます。

具体的には、インターネットを活用いたしましたグリーン調達システムというのを運用しております、それを通じて、すべてのサプライヤーさんに調査をお願いしております。調査内容といたしましては、そこに①から③までございますけれども、まず①のサプライヤーの環境保全活動の状況については、環境認証の取得の有無から始まりまして、環境保全活動に関する設問は19項目にわたります。この中には、方針・計画の有無から、具体的な環境負荷の削減の取組状況ですとか、環境教育の実施状況というのを個々に聞いています。

②の納入品の環境負荷低減の取組というのは、省資源、省エネ、リサイクル等について伺っているということで、こちらの①と②につきましては、新規取引時、及び継続的なサプライヤーさんについても、定期的に調査の見直しということで年1回行わせていただいております。③の納入品の含有化学物質に関する情報ということにつきましては、必要に応じて随時ということで調査をお願いしています。

この③につきましては、次のページの2-2をごらんいただきますと、製品の含有化学物質管理ということで、情報対応ということも兼ねておりますが、製品含有化学物質の一元管理システムというものを社内で運用しております。そちらを、国内で運用されておりますJAMP情報流通基盤と接続しながら、調達取引先様から情報をいただくということと、弊社の情報をお客様に出していくということをシステム上、一元管理でやっているということです。ただ、こちらを進めていく上での課題といたしましては、調査フォーマット等の統一ですとか、バリューチェーン、サプライチェーンのマネジメントという意味では、限定的な事例ではございますが、超えるべきハードルは高かったというふうに聞いております。

続きまして、2-3のサプライヤーの環境保全活動支援ということで、具体的には、中小企業の取引先様を対象にしまして支援を行っているという状況です。MMM倶楽部と命

名したクラブを立ち上げまして、2003年から2009年までは、主にEMSの取引先様での構築というのを支援いたしまして、弊社のノウハウなどを提供し、共有しながら、EMSの第三者の認証取得を取られる中小企業の取引先様を増やしてきたということでございます。一定の目標を達成し、めどがつかしましたので、2010年からはEMSの第三者認証を取得している取引先様をグリーンサプライヤーと認定いたしまして、環境技術の事例や法令の共有ですとか、調達取引先様間の活動紹介等を行いまして、さらなる活動のレベルアップですとか、相互での情報交換というのを支援している状況です。

簡単ですが、事例としては以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

引き続き、Water CSR JAPANの内田様から、ラベル絡みのことについて、プレゼンテーションをお願いしたいと思います。

○内田氏 一般社団法人Water CSR JAPANの内田と申します。私どもは、Water CSRということで、水を使う企業の水環境を通じて、世界のサステナビリティに貢献しようという団体で、8月に設立、活動を開始したものでございます。本日は、機会がありまして環境認証、あるいは指標についてのご説明を差し上げたいと思います。

このご説明に関しては、2ページ目をごらんいただければと思いますけれども、このカナダのBIG ROOM社というところが、世界中の環境認証のラベルを集めて報告書を書いております。これに則して定義をしたものを今日お話しいたします。217カ国25の産業分野について定義をしておりますけれども、グラフを見ていただければおわかりのように、2000年以降、ラベルの新規の発行が増えているという状況でございます。足元ではリーマンショックの影響もあって、ちょっと減っておりますけれども、明らかにここ10年で新規発行の増加が見られるということでございます。

レポートの中で分析している内容を整理してみますと、2010年のレポートでは、主な開示状況として、認証、不認証という形での整理をしているものが71%、それから、段階別に評価するという認証のスタイルのものが17%あるということでございます。これは認証のスタイルの違いでございます。

それから、ラベルですので、当然ながら社会のプレゼンスなりカバレッジというものが気になるわけですが、認証そのものの、マーケットシェアですとか影響を調査しているものというのがあるかどうかという、ほとんどないという状況で、それに関して意識しているというものも25%にとどまるということで、比較的小ぢんまりやっていると

いう傾向が出ているのかなと思います。

それから、事実としては、申請から4.3カ月かかる、それからラベルの使用期間が大体2年間で平均であるということで、レポートの課題として、このBIG ROOM社としては、外部に対する透明性が足りないだろうということ。それから、ラベル間での相互理解が今後の課題であろうと。もう一つ、そのためには、影響のモニタリング手法を共有するということが必要だろうということを述べております。

これが全体の傾向でございますけれども、本日は簡単に、環境認証について九つのラベルについて定義をしておりますので、ご説明を差し上げます。この九つについては、いずれもその認証を取得することによって差別化できるというものでございます。この認証というのは、恐らくこういった差別化要因に入っても入らなくてもいいというものと、それから社会の物差しになるようなものと二つあるかと思っておりますけれども、この1. 環境認証のほうでは、評価につながるラベルですとか、消費者なり社会に対して安心を保証するマークといった性格づけがあるのかなと思います。

4 ページ目の1-1、Better Cotton Initiative でございますけれども、これは綿花に関しての認証でございます。生産者と小売業者に関して自主的に、小売者が自主的にサステナビリティに貢献していこうというものでございまして、自主的プログラムであるということが特徴かなと。内容としては、サプライチェーンの管理までするというところでございます。

それから、次に行きまして1-2、BONSUCRO、これはサトウキビに関してのものでございますけれども、やはり当事者が業界で認証を行っているというものでございます。定量的な指標を設けております。これは内容のところちょっと整理をしておりますけれども、一定の原則に基づいて、定量的なアプローチをしていって、トレーサビリティも、部分的ですけれどもできるというものでございます。

それから1-3、これはBluesign でございますけれども、繊維製品についてのやはり業界表示ですね。これは若干拘束力が強いところがあって、BtoBの取引関係の中で、このBluesign の認証を取得してないところは取引に参加できないというようなこともあるやに聞いております。それから、某通販サイトで、このラベルがついた商品をちょっと発見したということもあり、工夫として、小売業者がこんな形で使っている例もないわけではないということでございます。

それから7 ページ目、1-4のFSCのCOC認証でございますが、これは比較的知ら

れているものかなと思いますけれども、森林管理についての認証でございます。このF S Cは、生産・加工・流通についてのこのC o C認証と、それから、森林管理のF M認証と二つやっておりますけれども、このC o C認証のほうは第三者によって認証を行うというところが特徴でございます。先ほど来申し上げているのは、当事者による業界での自主的なものだったわけですが、第三者が認証しているというところで、若干、社会のプレゼンスという観点で見ると広がりがある形をとっているかなというふうに思われます。

同じように1-5のG O T S、Global Organic Textile Standardでも、これはOrganic Textileの世界基準でございますけれども、やはり第三者による認証を行っておりまして、基準に従って、製品の製造加工・輸出入の事業者が、認証機関に申し出て、検査を受けてラベルを付与されるという形をとっております。

この形をとりますと、若干広がりが出てくるということですが、次、1-6のRainforest Allianceをごらんいただきますと、認証をする団体を外部に委託してはおりますけれども、このR Aの団体がF S Cの認証も行っているということで、その認証間の連携が、ここでは一つの例として見られるのかなと思います。このRainforestも、第三者による認証のスタイルでございます。

それから1-7、R T R S Certified Soy、これは大豆に関する認証でございますけれども、第三者が行っている認証であります。この認証の特徴としては、マルチステークホルダーを志向しており、ステークホルダーへのコミットも含んだ構造になっているということで、ステークホルダーに対して、これこれこういうことをしていくということをコミットすると付与されると、そんな特徴を持っております。

次の1-8、これはR S P Oのパームオイルに関する認証、これはかなり最近よく知られるようになった認証かと思っておりますけれども、R Sに関する認証ですね。それから1-9、バイオ燃料についての認証は、やはり第三者が認証するというものでございます。

ちょっと時間が長くなってしまいましたので、ここは省略させていただいて、2. 指標の例というところですが、ここは定量的に、かつ社会のルール、物差しになるようなものをつくらうということで、I S O化を志向したカーボンフットプリント、ウォーターフットプリントの例でございますけれども、ごらんいただければおわかりのように、今審議中ではございまして、2013年、2014年にファイナルのI Sができるという予定でございます。これは、今までのラベルと違って物差しになるというものでございますけれども、この二つの性格があるのかなということです。

それで、それぞれは商品によってばらばらに分かれているものなわけですがけれども、私どもの水に関してのものを、ちょっとご紹介いたしますと、今まで申し上げたようなものを統合するような、標準策定の動きがあって、15 ページ目のところでございます、A W S というものがございます。Alliance for Water Stewardship というものなんですけれども、それぞれの認証、川上から川下に流れる途中にあるものを束ねて、それを統括するような指標をつくらうとしております。

そのときに、ここで重要視しているものが、流域という形でステークホルダーを束ねようというような発想でございます、16 ページに書いてございますけれども。そうすると、バリューチェーンをちょっと外れて、地理的な形で広がりを持つ社会にアプローチすることができるだろうという、そんな国際標準をつくらうとしておりまして、ただいま、今年の7月に国際標準の検討委員会が始まって、2013年にできる予定でございます。そんな形での策定過程に、NGOと、それからグローバル企業も参加しているという状況でございます。

最後に、18 ページ目のところですがけれども、認証のまとめをいたしますと、やはり本当に環境配慮型になっているのかというところで、基準があまり明確でないために市場が混乱しているというところが、1点目の課題としてございます。それから2点目、製品を主眼とした認証以外に、地域という形で範囲を広げて責任を問う動きが出てきているということがございます。3点目として、地域や社会の関係性に関して注目するという動きが出ています。4番目ですがけれども、これを広げていくに当たって、利用法というのが恐らく課題であろうということで、やはりプレイヤーの考え方を超えたような、マルチステークホルダーの束ね方というものが出てくると、恐らく広がりが出てくるだろうということで、最初に戻りますと、レポートのBIG ROOM社の三つの課題というのが、恐らくそのための解決策になるのではなかろうかというふうに考えております。

すみません、ちょっと時間をオーバーしてしまつて。以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。時間が押しておりますので、質問も議論も、まとめてやりたいと思います。環境経営の普及拡大と環境情報の利用という形で、今までの二つのプレゼンテーションと、それから最初の趣旨説明についての質問・議論に行きたいと思いますが、大分時間が押しております。20分ぐらいしかないんですが、その前に、事務局から資料説明として、今後の日本経済の成長における環境経営の位置づけ、国際動向を見据えた環境経営の方向性と環境情報利用について、すみません、極めて簡単

に、ご説明をお願いしたいと思います。

○猿田課長補佐 参考資料をつけさせていただいたんですけれども、もう皆さんご存じだと思いますので、説明は割愛させていただきます。

○後藤委員長 それでは、参考資料がついておりますので、後ほどお読みいただくこととしまして、環境経営の普及拡大と環境情報の利用に関して、最初の中間報告の趣旨説明、それからお二方のプレゼンテーションを全部まとめて、質問並びにご意見、どなたからでも結構ですが、ご発言いただきたいと思います。それでは稲永さん、よろしく願いします。

○稲永委員 猿田さんが説明された、参考資料 1 の 11 ページですね、情報システムの活用という話で、11 ページの最後の 2 行あたりに、「施策の実施に当たっては、既存のデータベースとの関連性、情報のニーズと情報利用者」云々という話で、その利用可能性を十分検討していく必要があるという話が前回あったと思います。

このとき、この発言をした方の趣旨というのは、企業の外側にあって、今、こういう情報を下さいとか、ああいう情報を下さいとか、そういうのがたくさんあるんで、それは気をつけないといけないよとおっしゃったと思います。それは全くそのとおりで、そのときに私が申し上げたのは、企業の中において、そういうデータの収集・集計システムというのをきちんとつくらないと、データが間違っていることはすごく多いですよ。

特に中小企業なんかは、やっぱりそういう仕組みを持っていないので、今、ネットEMSとかいろいろありますけど、特にやっぱりパッケージみたいなものをつくって、それからABSみたいなものをつくれれば、海外からでも簡単にデータを収集できるんで、そういうものをやっぱりつくらないと。前回も申し上げたんですけど、大企業さんでもデータが3けたぐらい違っていたりとか、UKのCO<sub>2</sub>の発生量に日本の排出係数を使ったりとか、そういったいろんな混乱が見られるので、そこはぜひ中小企業バージョンといいますか、安いパッケージで統一したものを提供すれば、非常にそういうデータ利用が進むんではないかなというふうに思います。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。前回の委員会で、中堅企業が情報を出すことを推進することがテーマでした。もちろん出したら、それをどう活用して、社会で使われて、それがまた中小企業の環境活動にはね返って、よいほうに向かうということが目的だという議論になったわけですね。そのためには、特に 100 億円から 1000 億円ぐらいの売り上

げのところでは、EMS、それがエコアクション 21 であっても 14001 であってもいいんだけど、とにかくEMSを構築しないと、なかなかまとまった情報は出しづらいだろうという結論でした。

それで、EMSを構築して情報を出すためには、大企業向けの環境報告ガイドラインではちょっと難し過ぎるので、簡易版が必要ということが言われました。もう少し中堅・中小企業版のガイドラインもあつたらいいねというような話もありましたけれども、今回、その中堅・中小企業のガイドラインをつくるというところは、ちょっとミッションに入っていないんですが、そういう議題は中間報告にも載っていたと思います。

ほかにどなたか、何か今までの発表に対するご質問、ご意見も含めて、ございますでしょうか。

○竹ヶ原委員 今の稲永さんの発言にも関連するのですが、中小企業経営者にとって、もし安価でアベイラブルなITツールが有効だよねと、これは多分そのとおりだと思うんですが、その大前提として、まずそういうデータを把握するインセンティブを経営者にどう持ってもらうかというのが、すごく大事なのではと思います。

それで、我々が取り組んでいるのは、中小企業さんですと資本市場へのアクセスがない場合が多いので、まずはメインバンクがちゃんと取り組み具合を評価してくれるという流れをつくるということになります。金融市場や金融機関からの要請というのは、ベースとしてあるんだろうなと思いますが、どうしても迂遠です。多分、直接効くのは大企業の、まさにサプライチェーンから排除されないとか、逆にきちんとしていると取引がもらえるという、サプライチェーンのほうかなと思いました。

その関連で、さきほど田島さんのご説明にあったように、電機の世界は非常に進んでおられ、REACHだ、ROHSなど有害物質の管理がすごくしっかりされているのに加えて、最近ではGHGのプロトコルのスコープ3などにより、CO<sub>2</sub>のデータなどもサプライチェーンの中で管理していこうという動きが出ていると思います。それで、実際に中小企業が、自社のグリーンハウスガスの排出量をちゃんと把握して削減しているような場合に、取引材料として既に東芝さん、日立さん、どちらでも結構なんですけれど、これを把握して、スクリーニングをかけるような動きはもう始めていらっしゃるのでしょうか。

○後藤委員長 じゃあ、実平さんのほうから。

○実平委員 その二つに挙がっていない会社がやっております。私は、現状ではサプライチェーンにさかのぼってデータを集めるということは、ある意味では、中小企業さんも含

めて結構、迷惑な話なわけなんですよ、相当負荷が高いということなので。私どもがやっている方法は、LCAでもって推計をしています。その程度で十分かなと思っていますけれども。

○後藤委員長 田島さんのほうはいかがですか。

○田島委員 回答していただいたとおりで、弊社もまだ、サプライヤーさんから直接そのデータをいただいて、それを何かのスクリーニングに使っているというところまではまだ至っていない状況です。

○竹ヶ原委員 そうすると、何かインベントリデータの吸い上げのところまで期待すると、なかなか中小企業の経営者が、みずから設備投資なりコストを負担してまで、自社の環境負荷データをきちんと把握しようというインセンティブは、まだサプライチェーンからは来ないというのが現実ですかね。

○後藤委員長 ただ、この委員会のミッションで、先ほど約10年ぐらいと、まあ2020年ぐらいに環境経営が実現しているというところを目指すと。確かに現時点ではそうかもしれないんですが、例えば、データが正確かどうかは別にしまして、今、エコアクションの認証取得が6,500ぐらいいあるんですが、これはCO<sub>2</sub>を全部把握しているわけですね。実際には、100人以下の企業がほとんどです。それで、6,500社がつかんで、環境活動レポートという形で情報公開しているわけです。

だから、そういうものをどう増やしていくかという問題もあって、それが、サプライチェーンの中でカスケードでCSR調達を実現していくということを考えているわけです。今、例えば日立さんにしろ東芝さんにしろ、一次納入業者にはグリーン調達という格好で、その一次納入者が二次納入者に、二次納入者がその先に、というカスケードの形でやっていくというようなことを考えるべきではないかというのが、中間報告の中に書かれているわけですし、それをどう実現していくかなということかと思えます。

あともう一つは、やはり国際動向の中で、前回の委員会でも出たと思うんですが、CD SBのフォーマットが昨年出ておりますし、それらがもし欧州の、水口さんご存じのように会計法現代化指令で、ああいったものが統合レポート等でもし義務的になると、例えば欧州でIR、ファンドレイジングをしている会社なんかはどういう形でやっていくのかということ、それも追求しなくちゃいけません。

一方で、竹ヶ原さんがおっしゃったように別の流れとして、ビジネスをやっている、金融機関とつき合っていないところは、中小企業といえどもないわけで、そこに金融機関さ

んがどういう形で評価したり、その取組を進めてくれるかというようなことも、この課題かなというふうに思っております。

水口さん、その辺で何かありましたら。

○水口委員 国際的には、やはり環境情報を投資の情報と結びつけていこうという動きは非常に強いと思いますが、それと、売上高の小さいところとの関係というのは、やっぱり非常に難しい問題だろうというふうには思います。それは環境だけじゃなくて、普通の財務の情報でも同じことだと思いますけれども、大企業向けの投資、いわゆるプロ投資家向けの情報と、金融機関向けの情報というのが同じでいいのかどうかというのは、一つ議論すべきことかなと思います。

○後藤委員長 ただ、最近 ISO26000 の影響がじわじわときて、バリューチェーンでとらえるということが世界的に大きな流れになっていますんで、現時点ではそういうことなんですけど、これからの 10 年を見据えると、そういうことも考えていかなくちゃいけないんじゃないかなんて思うんですけど、田島さん、いかがですか、そのあたりは。

○田島委員 もちろん、そのバリューチェーンでの環境情報を把握することで環境経営が進むということは、想像にかたくないと思うんですけども、どうもそのデータをもらったときに、それをどう評価するかということをしっかり考えていかないと、私どもも、SRI 等から調査を受けまして、数値を出している側でもありますけれども、例えば環境負荷が昨年比で増えたから評価が下がるのかとか、そういうのは経営状況と密接に関係しておりますので、そのあたりの評価基準をクリアーにしていくということが重要だと思います。

あるいは、我々がサプライヤーさんから情報をいただくにしても、やはり EMS が構築されているということは環境経営に必須だとしても、その数値をいただいて、それをどう評価するのかというところを決めないままに、データ収集に先走るといったようなことがあると、ちょっと危ういかなと感じます。

○後藤委員長 ありがとうございます。極めて重要な点をご指摘いただけたかと思っております。どうぞ。

○水口委員 今のことに関連してなんですけども、全体の委員会が環境情報の利用促進に関する検討会ということで、私は、この前の会を知らないものですから、この名前だけ見て直感的に思うのは、環境情報の利用が促進されるためには二つの側面があると。一つはいい情報が出るということ、もう一つは利用者側が変わることだと思います。

情報に関しては、議論がいろいろされておりました、先ほど後藤さんにおっしゃっていたただいたとおりですけれども、情報の内容が意味のある情報であるのかどうか。それから、その情報が、例えば比較可能かどうかといった基準があるのかどうか。そして情報が信頼性のある情報なのかと、そういったことによるんだろうと。

一方で、情報が出て、今おっしゃっていただきましたように、使う人がいなければ使われないわけで、だれがどういう基準で使うのか。評価基準というお話がありましたが、どんな評価基準であるべきなのかと。その前提には、何のために評価するのかというんでしょうか、評価基準のその前にある評価の目的というものをどう考えるのかということがあるんだと思うんですね。

例えば、金融機関さんが環境情報を評価して融資先を決めるというのは、何の目的でなされるのかというところがないと、多分評価基準はつくれないと思うんですね。それが、環境経営の位置づけというお話なんだろうと思うんですけれども、その辺について、ちょっと教えていただければと思うんですけれども。

○後藤委員長 何かありますか、環境経営の位置づけ。

○猿田課長補佐 基本的には、ご議論いただいている内容のとおりかと思えますけれども、環境金融といった点につきましては今、水口委員が言われたように、安定した基準というのは重要になってくると思います。あと、企業間取引において、非常に細かいバリューチェーンの、例えば化学物質とか、GHGとかいう、個々のプロダクトベースの情報ということのみならず、ガバナンスであるとか、全体のマネジメントに関する情報といった点も非常に重要になってくるのではないかというふうに、ちょっと考えております。

そういう情報の、吸い上げと言ったらあれなんですけど、一緒に取り組んでいくといったことによって、全体的な日本経済の底上げというか、競争力アップにつながるというようなことで、もしそういうふうな考えがあるのであれば、いろいろ議論いただきたいなどと考えている次第でございます。

○後藤委員長 先ほど、時間の関係でちょっと省略をさせていただいたんですが、参考資料2とか3が、後ろのほうについているかと思えます。要は、参考資料2は、昨年の閣議決定ですが、グリーンイノベーションによる環境エネルギー大国戦略、大国である必要があるかどうかはちょっとおいておきまして、日本が存続するという意味では、環境政策と経済政策が多分一体じゃないと、もう成り立たないと思います。それを環境経営と考えています。それで、それをどう実現していくかという中には、情報というものの発信と活用

ということが重要だというふうに考えたのが中間報告の考え方だったと思います。

もう一つ、参考資料3が、日本再生のための戦略に向けてということで、革新的エネルギー環境戦略とありますが、これらもすべて環境経営に直接——経営は経営、環境は環境という形じゃなくて、まさに経済的な活動イコール環境というような形にどう、この5年、10年の間に持っていくかということと考えます。それは、ただ待っていたら突然10年後に来るわけじゃなくて、それを実現するためにどういう形のツールが要るか、仕組みをつくるか、政策をつくってアクションプランをつくるかというのが、このミッションかと思っています。

ですから、名前は環境情報の利用促進ですけれども、大きなところは、要するに持続可能な社会といいますか、日本の社会の持続可能性を高めるということにあるかと思っています。

ほかに、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○小野委員 先ほど、内田さんのご説明があったエコラベルなんですけれども、先日、マレーシアのほうで環境の国際会議があって、エコプロダクツをどういうふうに広げていくかというような話だったんですけれども。そこでもちょっと話題になったのは、各国さまざまなオリジナルのエコラベルが出ていまして、その基準が全然違うということで、ある国ではある製品は簡単に取れるんですけども、それを日本に持っていくと取れないというふうな問題があって、やっぱりそういうところが、今後スタンダードाइズしていく必要もあるのかなというふうに感じました。

○後藤委員長 先ほど内田さんに説明していただいた、2番目の、いわゆる基準を統一するマークと、1番目のほうの、これは一種差別化をしようというマークなんで、この差別化をやる場合には、なかなか基準の統一って難しいわけですよ。しかも、このマークがたくさん出てきているのが、先ほどご説明がありましたように2000年代になってからむしろ大量に出てきている。これを、どういうふうにこれからやっていくのかというのは、確かにマークを出すこと自体は情報開示でもあるんですけど、そのバックをどういうふうにやっていくかというのは、本当に非常に難しい問題であるかと思っています。

さっき、Bluesign マークというのがあったと思いますけど、あれは小野さんの、帝人さんの子会社の染色関係は取っておられるんですね。取らないと、スポーツ用品関係企業からは買っただけないということでマークの認証を取って、まさに差別化なんです。だからそういう時代で、そういう出たものをどういうふうに評価するか。でも、例えばパ

タゴニアにしるノースフェイスにしる、それがついていないと買わないと言っているわけです。それがついているものを売っているということが評価されているとなると、それはそれで意味があるのかなとも思っているんですが、このあたりは、小売で一番ご苦労されている泊委員は。

○泊委員 B to Bの間でやりとりされる認証マークと、一般の消費者が扱う、私どもみたいなB to Cの分野で扱う認証マークというのは、情報の出し方が少し変わるのかなというふうに思っています。

例えば、ここでも紹介されていますけど、F S C認証でありますとか、それから後のページのほうに出てきますM S C認証ですね、弊社も以前から取り扱いをしております。ただ、細かいアンケートをとったわけではないですが、ほとんどのお客様には認知されていません。マークを、これは第三者認証だよというふうにつけただけでは、それは全く伝わらないというのが現状でございまして、認証にかけた費用分だけコストアップになっているということも、もちろんあります。ですから、企業としては、何々なんだから、プラスアルファの、もっとかみ砕いた情報をつけて、この認証マークをつける必要があるというふうに考えております。これはカーボン・フットプリントにつきましても、我々は店頭で実験販売をいたしますけれども、全く同じような内容でございまして。

もう一つは、特に消費者の場合は自分にとってどんなメリットがあるのか、どういう意味があるのかということをあわせて伝えていくほうが、より効果的な情報になるのではないかなと。例えば、環境であっても、家庭の電気が節電できるとかですね、時間がセーブできるであるとか、何か本人にとっての便益等もちょっと、マークとあわせて見せていくというのが必要だろうというふうに、つくづく感じているところでございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。何かご質問、ご意見。はい、どうぞ。

○菊池委員 詳しくは後ほど私のプレゼンの時間がありますので、そこで申し上げたいと思いますが、サプライチェーンに関して一言。取引関係の議論をするときに、前回の委員会でも同じことを申し上げたんですが、バウンダリーとの絡みというのは、どうしても出てくると思っております。

取引でも連結対象の、いわゆる子会社、関係会社、グループ会社などとの取引と、その他の取引先というのは、データの的にはかなり違ってくるんだろうと思います。この点に関して、例えばスコープ3のようなところを視点に入れて、すべての取引先までの細かいデ

一タを、我々、投資家が全部出してくださいと求めているかという、必ずしもそうではない。重要性の原則というか、その企業にとって重要なデータを集めて公開していただければ、それで十分じゃないかなと思っております。

○後藤委員長 すみません、先ほど泊さんから出た話の中で、消費者の問題ですが。この委員会のミッション、検討会のミッションではないんですが、環境省では、ほかの委員会でグリーン・マーケット+がありましたね。あそこでは少し議論をしていますので、グリーンコンシューマーという言葉がいいかどうか、そういうのが好きだ、嫌いだという方がおられるんで難しいんですけど、その議論は別の委員会である程度はなされている部分があります。

後のほうで、金融のほうにまた行くわけですけれども、金融の投資の観点からの情報ということと、一方でサプライチェーン、バリューチェーンの情報というと、確かにバウンダリーが連結だけかということ、これから取引関係での、特に環境と人権が非常に結びついているんですけど、加担という問題があります。特に、先ほど田島さんがおっしゃった紛争鉱物なんかは、これはいわゆる連結のバウンダリーじゃない、まさにバリューチェーンでの取組の情報をどう取るかという問題で、まさにリスクマネジメントの観点でも必要なわけです。我々のミッションは、専ら持続可能な社会をつくっていくための環境経営なんですけど、リスクマネジメントの観点でも、情報をどう取り、どう出していくかというのは非常に大きな課題なんですよね。

ほかにはいかがでしょうか。この環境経営と環境情報の利用について、何かご意見、ご質問、発表とか。よろしいでしょうか、まだご発言されてない庄子さん、坂上さん、特にこの部分では、よろしいですか。

それでは、まだ1回目ですので、ぐるぐると行きつ戻りつになる可能性はあるかと思いますが、環境金融のほうで、議題4ですね、環境金融の役割と環境情報利用のほうに移りたいと思います。それでは、金融機関の視点からの取組ということで、まず竹ヶ原委員よりご説明をお願いしたいと思います。

○竹ヶ原委員 では、私のほうからご説明をさせていただきます。

先ほど水口先生からお話があったように、確かにこのお話には二面あって、どれだけいい情報が出るかという話と、いい情報でも出たものが十分使いこなされるかどうかという話です。このうち、金融市場がそういう情報をどう使うのかという観点であります。

後で菊池さんからもご説明があると思いますが、金融マーケットを使うというのは、非

常に効率のいい機能を持っています。世界中の参加者がみんな裁定取引で利益を上げようと、そのものが本来持っている価値とついでに価格との差のゆがみに着目していますから、ミスプライスがあっても直ちに修正されます。そういう効率性のいいマーケットに、環境に配慮していれば、その企業は価値があるんだよという情報がきちんとインプットされれば、放っておいても、金融市場が応えてくれるはずなんです。

例えば、直接金融であれば、環境に配慮した経営をしっかりとやっていけば株価が自動的に上がってくる、銀行から見れば、貸し倒れのリスク、デフォルトが低くなりますから、貸出利率が下がってくる。損害保険の料率だって多分下がってくるだろうと、こういうことが自動的にできればいいわけですね。

ところが現実には、そうはなっていないわけです。金融というのは、要は価値と価格の差を見据えて、安ければ買って、高ければ売ろうとしているわけですがけれども、実際にはどうなんでしょうかと、そういった価値評価の中に環境という非財務情報がきちんと入っているのかというと、入っていないわけですね。

これは企業からすれば、環境に配慮した経営をきちんとやっても、なかなか金融市場は反応しないじゃないかという話になるし、銀行や投資家からすれば、E S Gについていろいろ調べて投資をした、あるいは融資をしても、実はこれって合理的な行動なのかなという話になってきます。端的に言ってしまうと、株価をもし割引配当モデルで決めるとすれば、外部性を伴う支出をいっぱいやっていると、そういう企業の利益というのは、そうでない会社に比べて低いわけです。そうすると、理屈で考えてしまうと株価は低く出てもおかしくないわけです。

ですから、そのあたりをきちんとやって、環境に配慮した企業には、きちんとそれなりの金融市場からのご褒美が来るといふ流れをつくれるかどうか、今、多分我々に問われている話です、そうすると、金融機関がきちんと環境情報を消化できるのかということが問われるわけです。菊池さんのところもそうだし、私のところもそうですし、それぞれ実験をしているというところだと思います。

私どもは、それを銀行という立場から見えています。間接金融です。先ほど水口先生からお話がありましたけれども、どのように見ているかということ、一つのアプローチとして、環境格付というものを使っています。この黄色のパスが普通の銀行の融資です。貸すか貸さないかというのは、やはりB S、P Lでしか判断できないわけですね。

ところが、そこに環境という非財務情報をパラレルで考慮してみて、貸せる、貸せない

は黄色で決めるんですけど、貸せるところで、より環境に配慮した会社はリスクが低いだろうと補正をかけていく。長期で見れば、見た目の収益が低くても、恐らく不法投棄に巻き込まれるリスクも低ければ、土壌汚染が見つかるリスクも低かろうと。こういう会社は恐らくデフォルト率が低いから、本来、もっと低い金利を適用してもいいはずだということで、貸付条件を補正する。かつ銀行とのつき合いは長いですから、スナップショットの評価ではなくて、評価した内容を契約で担保しながら、我々がずっとモニタリングを続けます。そういう形で得た環境情報というのを何らかの形でマーケットに伝えていければ、いろんな人の目に触れるだろうと。これが環境格付の考え方です。

評価項目は120程あり、いろいろ細かいことをお聞きするので怒られることもありますが、まとめてしまえば、我々が見たいのは二つです。環境リスク管理という下の軸、つまり環境リスクに足元をすくわれぬかどうかという話と、あとは縦軸の成長性ですね。まさに先ほどいろいろご説明いただいたエコプロダクツですね。環境という本来、成長制約要因であるものを、どうやって自社の競争力に展開していけるかという、その展開力、この2軸をいろんな観点から見せていただいているという話です。

既に300社弱の会社を評価させていただいていますが、集計するとそれなりに、有意に差が出てきます。

今図にあるロゴマークが、我々が実施した評価に基づくマーケットへのメッセージです。評価して、モニタリングしていますと。このマークが出続けている限りは、その会社の環境経営度は、少なくとも我々が評価した時点でのレベルを維持していますと。このメッセージに、金融市場がうまく反応してくれるようになると、さっき申し上げたような流れができるかなというふうに思うんですね。

こういう仕事をやっていてつくづく思う話は、先ほど来出ている論点と重なります。やはり企業規模による差異というのは無視できないところがあって、先ほど稲永さんからもお話がありました、中小企業をどうしようかと。中小企業のように、細かい環境側面ではなく、むしろ生産性の改善イコール環境対策だ、みたいな流れで評価してあげないといけないレベルと、ここにいらっしゃるような大企業とは、やっぱりおのずから評価軸を変えなきゃいけないのかなと思います。

先ほど菊池さんがおっしゃったバウンダリーの話は、本当に深刻で、ホールディングカンパニーを環境格付する意味って何だろうというのは、常に突きつけられる問題ですね。海外、国内もそうです。サプライチェーン、さっきから出ています、スコープ3の話もそ

うですし、紛争鉱物、生態系フットプリント、この辺まで言い出すと、確かに資源調達リスクとしては大きいんですけど、どこまで見たらいいんだろうか、など、悩みは尽きないところです。

加えて、パフォーマンスの質的な評価ですね。業種と環境側面はやっぱり違いますから、バリエーションが必要ですし、あと、もう一つは成り行き改善と経営努力による改善との峻別が難しいんです。気温が上がれば当たり前なんですけれど、エネルギー投入量が増えて、CO<sub>2</sub>が増えてしまいます。ですが、同じ増えた中でも、恐らく努力している会社とそうでない会社の違いがあるわけですが、なかなかこれが峻別できない。

もう一つ、環境経営が持っている外部性であります。例えば、非常にすぐれたエコプロダクトをつくった会社があるとします。ただ、そのためにはクリーンルームのレベルを上げる必要があります、結果、その会社だけを見るとCO<sub>2</sub>の排出量が増えてしまうようなケースです。実は、その会社が生み出しているエコプロによって、ユーザーサイドで物すごく環境負荷の低減が実現している場合はどうするんでしょう。こういう場合には、その会社はだめなのかというと、そうじゃないわけなんですけど、やっぱり今の評価軸には限界があります。あと、適切な原単位をどうするかと、これも尽きない悩みですね。

こういった評価のノウハウみたいところで、やっぱりまだまだ課題が山積してしまっていて、金融機関が環境経営に係る情報を消化し切れてないというのは、この論点を見ていただいただけでも自明だと思います。そのためには、勝手に言いますと、やっぱり情報開示のルールがある程度確立してくるということが大事ですし、あと、やはりマテリアリティがあるんだということの検証を、やっぱり間接・直接を問わず、みんなしっかりやっていかなきゃいけないのかなという話になり、最後は、人材育成の話につながってくるんだろうと思います。

私からは以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。きっちり時間どおりにまとめていただきまして、大変ありがとうございました。

では続きまして、菊池さんのほうから、よろしくをお願いします。

○菊池委員 それでは、長くなり過ぎないようにやりたいと思います。

そもそも、環境情報をどう生かしているのかというような話は、前回の委員会で少しお話ししていますので、やや話が重複するかなと思って、私の資料には入れておりません。もしお時間があれば、ホームページをごらんいただければと思います。

私の話は、3点したいなと思っております。直接投資に関する話題を提供しますが、直接投資といってもプライベートエクイティなどを省いていますので、大企業にやや偏った話になると思うんですが、環境情報をどういうふうに利用しているのかということをお話しします。それから、直接投資の世界における環境への関心度とといいますか、注目度とといいますか、それが今どういう感じになっているかというお話をして、最後に「環境情報利用促進への課題」とタイトルをつけましたけれども、直接投資の世界でこんな方向に変わってくるのではという話をしたいと思います。実際には環境情報というのは、私たちの直接投資の世界でもかなり使っています。しかし、環境情報を使っているんだという意識があまり、当事者にはありません。その辺の意識の変革ができるのではないかなという話を、したいと思っています。

次をお願いします。まず、環境情報をどのように入手しているかというお話をさせていただきます。2ページになりますが、入手先をいろいろと書いております。一つ一つ説明することはしませんが、このように、CSR報告書以下、ブローカーのレポートとか、企業さんのIR資料の中にも最近はいろいろ出ていますし、環境のビジネスについての説明会というのを、あえて取り上げてやられる会社さんも出てきておりますので、IR資料というのも、私たちにとっては非常に有用な情報ソースということになっております。

しかしながら、ポツの三つ目に書いておりますけれども、環境情報全体として入手コストですね、特に経済的なコストが高いというネックがあります。これは例えば四つ目の四角に調査会社のレポートとありますけれども、こういうところにお任せすると楽は楽なんですけれども、高い費用を払わなきゃいけないということなんです。このあたりが、私どもにとっては若干ネックになっているというところがあります。

次をお願いします。そういったような入手先、媒体でどういった情報を得ているかについての一覧を、えいやっでつくってみました。これは、多分に私の個人的意見が入っておりますので、異論、反論が、かなりあるのではないかと思います。環境をオポチュニティとリスクという二つにあえて分けると、それぞれどのような媒体から取ることが多いかなというのを、私自身、あるいは同業の情報交換している人たちの意見などを参考にしながらイメージしてみたものであります。

オポチュニティ情報というのは、先ほど申し上げたように、実際にはほとんどの投資家が使っているはずなんです。ただ、環境情報をあえて取り上げて使っているという意識は薄くて、その会社が、例えば環境配慮型製品が伸びることによってもうかるから、利益が

上がるから、売り上げが上がるからというような格好で情報を使っていることが多いと思っています。

次をお願いします。そういったような状況の中で、直接投資の世界で環境への関心、注目度はどうなのかということの一つ、二つご紹介しようと思っております。4ページ、この、前に出ている折れ線グラフはSRIファンドの本数です。今はマーケットが世界中いろいろありますので、純資産の額は減少していますが、ファンドの本数というところをごらんいただければと思うんですけれども、比較的順調に、右肩上がり伸びているということがごらんいただけるかと思えます。

そして、右肩にエコビジネス期と書いておりますが、直近ではSRIファンドの中でも、環境関連のビジネスに着目するというファンドが多くなっております。最近の例では、スマートシティのことをテーマに掲げているファンドが増えてきております。このようなファンドが設定されているというところから見ても、注目度、関心度というのは高いままキープされていると理解していただいてもいいのではないかと思います。

次をお願いします。そして、ではそういった状況の中で、ESG情報と書いていますけど、環境情報についての現状の認識はどうなのかということをお話します。これは昨年、証券アナリスト協会さんが数十ページのレポートを出されておりますので、ホームページ上でごらんいただけますが、その中でおもしろいデータがありますのでそれをご紹介します。企業評価にESG要因を用いるためには、どういったことが課題として残っているのかというグラフです。圧倒的に多いものとして、企業価値評価との関連性、それと情報開示という、この二つが挙げられています。この二つは、水口先生がご指摘のように、企業側、情報を出す側と使う側、私たちの両方が持っている課題であるのかなというふうなことが見てとれるかと思えます。

次をお願いします。最後に、環境情報利用促進への課題ということをお話しさせていただきたいと思うんですが、投資家が、より意識して環境情報を取り上げるためには、例えばこんなことがあればもっと進むのかなと思うところを、順不同で挙げました。

一つが、経営戦略への織り込みとIRの場での情報発信ですね。先ほど、企業のIR情報の中に、それなりに織り込まれ始めていますよというお話をしましたけれども、しかしながら、それほど多いわけではない。例えば、経営計画説明会のようなところで、当社は環境で頑張っていますという宣言をされている企業さんであれば、もう少し入れていただいてもいいのかなというように思っております。

それから、2番、3番のところは、データベースとの絡みのところでもあります。もう既にいろんなところでデータが、実は提示されているのではないかというふうに思っています。しかし、ホームページからデータは取れるんですが、なかなか整理することが難しく、そういったものが整理されているだけで、実はアクセスしやすい情報というのが生まれるのではないかなというふうに考えております。

3番目については、「データの重要性」という項目で書きましたけれども、私たちが企業を評価する場合には縦と横を考えます。縦というのは時系列です。横というのは同業他社、横のクロスセクションの比較を行うということが基本とお考えいただいているかと思えます。そういったことをするためには、基本データというのは、ある程度データベースとしてそろっていたほうがやりやすいというようなことであります。

それから、「財務データとの『統合』」というふうに書いていますけれども、環境情報だけがぽつと離れて出ていてもなかなか扱いづらい。それが何がしかの財務データ、理想的に言えばキャッシュフローみたいなところと絡んでくるようなことが、我々が連想できるような格好で開示されていると、非常にありがたいなと考えているわけでありませう。

最後に「発信される情報の関連付け」というふうに書きましたけれども、例えば、有報の情報の中にCSR報告書のここに出てますよというような情報、一種のリンクといえますか、参照先を明示している会社さんも若干出てきておりますが、企業さんが出されている媒体を連携させてくれるような情報の出し方を工夫していただければなと思えます。

次は、前回の委員会でもお話しさせていただいたので飛ばします。

最後に、ご参考ということで、例えばこんなことだってできるんじゃないでしょうかという一つの笑話的にごらんいただければと思います。今、正面に出ているのが、私たちが通常接している、IRの説明の場で使われる増減益分析のようなものだと思っていただければと思います。

それぞれ、売り上げとか利益とか、いろんな項目がありますがけれども、それぞれ環境に関わるようなことだって、そこに絡めていくといろいろありますよねということです。企業さんとディスカッションするときに、このような話をよくさせていただきますが、何らかの、出し方の工夫をしていただけると私どもにとっては大変参考になる情報が手に入るのではないかと考えております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのお二方の発表に対するご質問とか、環境金融の役割と環境情報利用という観点に関して――全体に関する議論はまた後ほどにしますが、とりあえずこのお二方の発表と、環境金融の役割と環境情報利用という観点でご議論いただきたいと思いますが、稲永さんどうぞ。

○稲永委員 金融機関さんは、いろいろ環境情報を評価されていると思うんですけども、その評価基準というのを公表されるということはできないんですかね。評価基準を公表することによって、受け手は、何を出せば引っ張ってくれるのかとか、そういうこともわかると思いますし、自然と何が重要かというのはだんだん集約されてくると思うんですね。ですから、ぜひ、やっぱりブラックボックスの中で評価するんじゃなくて、その評価基準をオープンにして世に問うことが、この利用促進の一つの手ではないかなとこういうふうに思います。

○後藤委員長 ありがとうございます。何かございますでしょうか。

○竹ケ原委員 ご指摘のとおりだと思います。毎回そういう課題は我々の中でもあって、しかるべきタイミングで、やっぱりそういうふうにしていかなきゃいかんだろうなど。ただ、そのためにも、やっぱりある程度プラットフォームをつくらないとだめだよねと。銀行によって違うとか、そういうのは非常に効率のよろしくない話ではあるので、何らかの形で、場合によってはそういう投資的なイニシアチブが必要なのか、それとも競争があったほうがいいのか、ちょっとまだ結論が出てないというのが実態です。ただ理想は、おっしゃるとおりだと思っています。

○後藤委員長 どうぞ。

○菊池委員 直接投資の部分にお答えいたしますが、私どもも、竹ケ原さんがおっしゃったのとほとんど同じ状況です。今、具体的にやっているのは、個社でいろいろやってもなかなか生産的ではないのかなというところもあるので、具体的にはP R I、国連責任投資原則のメンバーで、ここの委員になられている会社さんにも、1社、2社、もう既にお伺いしているんですけど、10社ほどまとまって、ダイアログをさせていただいて、お互いにとってどういう情報を交換していけば、お互いにとってウエルカムなんだというふうな話を今、実験的にやらせていただいています。

今のところ、できるかどうか確約はできないんですけども、何がしかペーパーみたいなものも出せばいいねというような話もメンバーとはしてしまして、竹ケ原さんの話にあったように、共通項みたいなところをつくりたいなという努力をしている最中というの

が現状です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

私もちよっと、司会の特権で竹ヶ原さんにお聞きしたいんですが、先ほど田島さんが 1 億トン減らすのに貢献すると。あれは自社の活動から削減ではなくて、製品の活用時における貢献です。私はこれ、実は極めて大きな活動だと思うんですが、これを、その評価の中ではどんなような形で今お考えか、ちょっと聞かせていただければと。

○竹ヶ原委員 まさに最先端のお話だと思うんですね。実際、製品をつくるのにどれだけエネルギー投入したかというのを超えて、実際にユーザーサイドでどれだけ環境貢献できるかというところまで見える化していこうと、それをプロダクツの体系の中に位置づけていこうという動きは、一部の極めて先進的な企業ではもう既に出ています。

結局、先ほどご説明した 2 軸で言うと、成長性としてのエコプロダクツというのをどういうふうに考えていますかという問いかけは、大きな柱の一つなわけですが、まさにそこで、その会社さんのエコプロの体系、考え方、そしてその根拠が論点になります。よくあるのです。当社はアセスメントでやっていますから、すべてエコプロですと。それでは話が終わってしまうわけなんですけど、すぐれた会社さんというのは、その上にさらにスーパーエコプロ、ハイパーエコプロの体系を持っていて、それを時系列で増やしていこうという計画を持っているわけです。

その質を評価して、その増やし方の幅を評価するという体系を一応、僕らは持っているつもりではいます。ですから、そういった環境貢献度みたいなものまで数値化して、それを自社の、多分極めてハイエンドなエコプロに位置づけられて増やそうという計画を示していただければ、そういう会社は物すごく高い点が出るし、そこは差がつくようにはしているつもりです。

○後藤委員長 ありがとうございます。

評価をオープンにする、先々そういう要望があるというのは、そのとおりだと思うんですが、いずれにしろ評価はある意味ではサブジェクティブで、主観が入ります。

実は私ごとですけど、去年ダイヤモンドで日経 225 のカーボンイノベーションの格付をやってしまいまして、平均 30 点台で文句が必ず来ると思ったんですが、評価基準を全部オープンにしたので、全く文句が来ずに、むしろ続けてくれみたいな話がありました。その基準がいいかどうか、サブジェクティブですから問題はあるんですけど、オープンにしたら文句が来なかったという意味では、これはやっぱり透明性があると、それなりに皆さ

ん、ちゃんと企業も受け取ってくれるんだなという経験はいたしました。

さて、大分時間も押しましたので、必ずしも、このテーマでもいいですし、今日のスタートからの全体の中で少し議論をしてきて、ちょっと自分なりにこの問題をどう考えるかとか、疑問点等何かございましたら、どなたからでも結構ですが。

じゃあ実平さんから。

○実平委員 幾つか申し上げたいんですが、まずうらみつらみというか、同じような視点であるんですけど、1999年の12月って、これ多分、日興さんのエコファンドのころだと思いますが、このころ私もちょっと情報開示の仕事をやっていたので、私どもの会社がまず組み込まれているか否かということがとても知りたかったんですが、電話を差し上げたら教えてくれないんですね。

何ですか、どうすれば教えてくれますかと言ったら、ファンドを買ってくださいと、こういうことだったんですね。それで、100万円ですよ、一口。私もちょっと仕事熱心なものですから、家内に頼み込んで100万円で買いました。それで、中を見せていただきました。その中に東芝が入っていないという悲しい結論と、さらにそれを保持し続けておりますので、五、六十万円ぐらいになったのかな、そんな寂しいことで。ぜひその辺を含めて、さっきと同じ議論になると思いますけれども、情報開示をぜひやって、ちゃんと情報の出し手にフィードバックをしてあげるということは、中小企業に対しても十分必要なことだろうというふうに思います。

それから、竹ヶ原さんから環境経営の持つ外部性をどう評価するかというお話があって、エコプロダクツなんだけれども、つくるときにクリーンルームで何だかんだとこういう議論がありまして、これはちょっとあらあら過ぎるんですね、多分。我々も、社内のカンパニーを10か14ぐらいに分けて、社内の環境経営監査をやっています。だから、これはデジタルプロダクツ、テレビ系列であるとか白物であるとか、あるいは重電系列とか、医療機器だとか、ソフトウェアだとかあって、ある意味では、同一基準で評価している部分があるんですね。そうすると、やっぱり相当クレームが来ます。同じような軸で評価できるのかと、同じ電機メーカーの中でも困るので、必ずそういうことがあるというふうに思います。

○後藤委員長 ありがとうございました。

それでは、坂上さん。

○坂上委員 環境情報の開示ということで、市場がどの程度反応しているだろうかみたい

な話なんです、一応そういった実証研究というのはかなり出されていて。実際には環境情報を積極的に出している企業というのは、もう確実に資本コストが低いということがわかっていますので、それはやっぱり、直接投資のほうですけれども、環境情報を出すというのにはかなり意味があるんじゃないかと思います。ただ、これが直接、企業評価、株価のほうになかなか結びつかないというような面があるということ。

あと、ただ環境情報を出していればいいのかということも、この前、最近の研究結果なんですけれども、例えば、CO<sub>2</sub>の削減幅のより大きい企業と少ない企業、どちらが大きいだろうというと、やはりCO<sub>2</sub>の削減幅が大きかった企業のほうが資本コストが下がるという実証結果も出ていますので、中身についてもかなり市場は評価をしているのではないかなということが、最近の研究でわかってきたと。そういう結果もあります。

○後藤委員長 ありがとうございます。

菊池さん、何かコメントはありますか、今のご発言について。

○菊池委員 いろいろご批判をいただいている情報開示に関しまして、お話しします。ファンドの情報開示というのは、原則として決算ごとに運用報告書というものを出しますけれども、それ以外は全銘柄の開示は原則として行わないという会社がほとんどです。

ですので、年に1回、半年に1回は組入全銘柄が開示されるんですが、それ以外は、例えばウィークリーとかマンスリーとか、各社ホームページ上で公開しているレポートで、組入上位の例えば10銘柄とか15銘柄を開示しているのが現状です。したがって、問い合わせがあっても、原則として答えませんという会社が多いと思います。今現在、ファンドに入っていますか、入っていませんかと聞かれても、なかなかお答えするのが難しいというのが現状であります。申し訳ございません。

○後藤委員長 あと、もう一つ今、坂上さんから、結構環境情報が利用されているという実証研究があるということですが、実務家として、そういう。

○菊池委員 先ほど来、時間がないので非常にはしよった話し方になってはいますが、私は、環境情報を使っているという意識がないまま、環境情報を使っている感じがしています。SRIファンドの担当者であるため、私は意識せざるを得ない立場にありますが、それ以外のファンドの担当の人間は、意識してないけれどもしっかり使っているというのが、今現在の状況ではないかと。

特に、オポチュニティの情報に関しては100%使っていますし、リスク情報に関しても、最近COPの議論は停滞していますが、あの議論が盛んであったときというのは、みんな

CO<sub>2</sub>がどうなんだと議論しました。最初の話で、ROHSとかREACHなどの話が出ましたが、そのときにはROHSって何なんだと、どこがプラスになって、どこがマイナスになるんだとか、どういう対応を強いられるんだとか、みんなで勉強会をやったり、スモールミーティングをやったりとか、そういうのが結構ありましたので、実際にはかなり使っているはずなんだと私は思っています。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。ご質問でもご意見でも、どうぞ。

○庄子委員 自治体の立場で、環境経営とか環境情報とのかかわりということで考えますと、三つぐらいあるのかなと思いました。

一つは、製品の環境配慮ということで、グリーン購入でありますけれども、こちらは法律がありますので、横浜市もほかの自治体と同様の取組を進めているところでございます。

それから、環境配慮型の企業からの調達を促進するというで考えますと、横浜市では、入札参加資格の審査の際に、ISO認証を受けている企業については加点をすることをしておりますが、例えば環境省さんだと、一般競争入札で総合評価方式を採用する際に、エコアクション 21 を取ってれば、それがまた加点対象になるとか、そういう取組を行っているというふうにも承知しています。

さらには、ほかの自治体さんでもいろいろ、先進的な取組をしているところはあるだろうというふうに思いますが、なかなかそういう情報を、自治体の立場だと持ち得ないところがあるかと考えております。例えば、環境部局が会計担当のほうに、ぜひこういうことをやってみてはどうかという提案を持ちかけても、やはりほかの自治体の動向の情報が手元にないと、あまりその説得性がないような気もいたしますので、そういった情報がある程度整理されているとありがたいなという思いがいたしました。

三点目は、自治体が持っている環境情報ということで考えますと、横浜市でも温暖化対策の計画書制度というのがございます。毎年、毎年、温暖化対策の取組の内容について計画を出していただいて、その結果について排出量の報告をしていただくという制度でございます。排出量の情報についてはホームページで公表しておりますが、対象となる事業者さんは300社ぐらいおりますが、ホームページ上ではその300社をずらっと並べて、それぞれの報告書が電子ファイルで、ただついているような形になっていまして、それを恐らく全部ごらんいただくというのは恐らく大変手間なんだろうなという感じはいたします。

横浜市も、ほかの自治体と同じように計画書制度というのをつくって排出量の公表を始

めたということで、失礼ですけれどもその得た情報を公表して、それがまたどういうふうに使われるかというところまでは、あまりまだ考えられていないのかなという思いがいたしまして、一つの課題かなと思いました。

○後藤委員長 横浜市さんのそれは、大体中堅・中小ですか。

○庄子委員 大企業ですね。

○後藤委員長 大企業が多いというふうなことですか。

はい、どうぞ。

○水口委員 先ほど稲永さんがおっしゃった、評価基準の公表ということをちょっと考えていまして、金融機関が環境情報を利用するときの評価基準というものが、だんだん基準として明確なものじゃなくなってきたという傾向があるのかなという気がしています。

つまり、従来のいわゆるスクリーニングという方法で、環境項目をいろいろ並べて点数をつけて合計しますと。こういうやり方をするときには、評価基準というものが明確に出てくるんですけれども、むしろ最近の流れは、統合化と言うんでしょうかね、環境の情報を経営と統合して評価をする。それは、ちょうどその菊池さんがさっきおっしゃった、環境と意識しないで評価するというのに近い感覚だと思うんですけれども、そういう感覚で、環境情報を利用するケースは非常に増えてきていると。

例えば、それは竹ヶ原さんのこのレジュメの業種と環境側面という話だったと思うんですけれども、日立さんを評価するときには1億トンというところを見ようと。しかし、それは日立さんだからそこを見ようというだけであって、ほかの会社でみんな同じ情報を下さいというわけではないんだよと、こういう評価になってくるのかなと。だから、評価基準を公表するのはなかなか難しいのかなという感想をちょっと持ったということと、もしそういう方向に、その評価の方向が行くとすると、情報開示の基準も、なかなか基準化していくのは難しいんだろうなという、すみません、コメントなんですけれども、そんなことを思っています。

○後藤委員長 ありがとうございます。今日の議論では、別にここで結論が出るわけじゃなくて、また議事録を起こしていただいて、ワーキンググループで、そういった議論をベースに、どういうツールとか、どういうアクションプランをつくるかとかいうことの参考にさせていただきますので、まさに忌憚のないご意見をいただけたと思います。

もちろん、次回以降も違う形で進めたいと思うんですが、さはさりながら、そろそろ時間になりましたので、この委員会が3回、ワーキンググループが三、四回ずつありますの

で、全部で 10 回ぐらいの中で、何らかの結論を報告として出していかななくちゃいけないわけですね。その報告書の骨子、骨子ですので確定ということではないんですが、その骨子をちょっと事務局からご説明いただくことと、次回以降までにやることとか、進め方、ちょっとアンケート調査等も考えておられるようなので、そのあたりのご説明をいただきたいと思います。

○笹生事務局 本検討委員会の報告書骨子案につきましては、資料 7 をごらんいただければと思います。まだ完全にたたき台でありますけれども、目次といたしまして、まず 1 番目、本日お話しいただきました内容で、我が国の経済成長における環境経営の位置づけと環境情報利用について。それから 2. 環境経営を市場において普及促進する仕組みの構築について。3. 環境経営の普及促進に向けた官民連携策等について。4. 今後の取組方針等という形で現状は考えております。

なお、この 3. に記載されています官民連携策のアイデア等につきまして、各委員には追って質問票等をお送りさせていただきますので、ご回答いただければ大変幸いです。

それから資料 6 に参りまして、意識調査の内容ですけれども、本検討委員会の参考といたしますために、民間企業に対する意識調査を実施いたしますけれども、その実施時期は 10 月初旬から 10 月末。調査対象の項目は、民間企業に対するものと金融機関等に対するものがございまして、このような内容について調査を予定しております。

それから、次回以降の事務連絡ですけれども、第 2 回の検討委員会につきましては、別途正式にご案内をさせていただきますけれども、予定としましては、11 月 17 日の木曜日、13 時から 16 時。場所は霞ヶ関ビル 33 階、弊社、新日本有限責任監査法人内のセミナールームを予定しております。

以上でございます。

○後藤委員長 ちょっとお聞きしたいんですが、アンケート調査の中身は、もうほぼ決まっているんですか。

○笹生事務局 ほぼ決まっております。

○後藤委員長 決まっていて、実施要領はこういうことで書かれていますが、聞く内容については委員の方に伺っていますか。

○笹生事務局 はい、事前にレビューをいただきまして、その意見を反映して。

○後藤委員長 委員の方々には事前レビューが行っているわけですね。それでもってほぼ決めて、実施時期は、10 月初旬から末ですか。

○笹生事務局 時期に関しましては、予定としまして 10 月 1 日に配付しまして、25 日の締切で現状予定しております。委員の皆様からいろいろご意見をいただきまして、それを反映しながら今、作業しておるところですけれども、かなりバージョンアップしましたので、また改めてお送りする必要があるかなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○後藤委員長 今日はまだ 27 日ですので、10 月 1 日に配付するためには、これからだと大変ですが、もし配付されて、また大きく変えるということになると、どんどん遅れますので、適当なところで、ご意見がもしあれば出していただくという形で進めたいと思います。

次回までの間に、ワーキンググループが、今日のお話も伝えてありますので、次回はそのワーキンググループの報告もあるわけですね。というようなことで進めたいと思っております。

とりあえずは以上ですが、皆様のほうから何か、進行とか進め方とかについてご質問・ご意見はございますでしょうか。

○実平委員 一つだけいいですか。環境経営という言葉が使われていますけれども、これのデフィニションってどうなっているのかと。これはそれぞれ、いろいろと違うし、特に中小となると、そんなの関係ないよということなのかもしれないしということで、ちょっとデフィニションはどうなんでしょうか。

○後藤委員長 猿田さん、このあたりは。

○猿田課長補佐 ガイドライン等は、ちょっといろいろ議論があるところなんですけれども、その定義を決めるのはなかなか難しいなと思っております。経営の中における環境配慮行動自体を促進するというようなとらまえ方をさせていただければというふうに考えております。

あとは、中間報告のところでも、私、冒頭にご説明させていただきましたけれども、発展モデルみたいなものがもしあるのであれば、より一步先を進んでいただく。特に、より小さい会社ですと、まず目に見えるところからということでよいと思っておりますので、省エネとか省資源とかですね、そういうところをしっかりと取り組んでいただくためには、おっしゃるとおり、取り組み方とか進め方が非常に有効なんだろうというような感じで進めていければというふうに、ちょっと思っている次第であります。

○後藤委員長 お話、よくわかりまして、いつも議論になるんですが。環境経営ってずっ

と使われてきたものですから、あいまいなままにある意味では使ってきているんですが。ただ、先ほど言いましたように成長戦略、説明を省略したああいった形で、やはり前は環境と経済の両立みたいな言い方だったんですが、この中間報告では統合とか、むしろ一体化という言葉が使われて――統合という言葉を使ったと思いますが、というような形で、多分、経営自体が環境を戦略的ターゲットにする。だから、ひょっとすると中小企業では菊池さんがおっしゃったように、意識せずに環境経営ということに進めるのかもしれませんが、そういうことも含めて、確かに定義というのは重要なんですが、ここでそれを定義するという役割でもないかと思います。ちょっとあいまいですが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○後藤委員長 なければ、とりあえず本日の検討会はこれで終了させていただきたいと思  
います。どうもご協力ありがとうございました。